

チラシNo.1 不動産取得税のお知らせ (B4:両面カラー)

- 社会情勢によりチラシ内容を変更する場合があるため、調達数は、事前に県側と調整を図ってください。
- ※ 帳票No1およびNo2に封入
 - ※ 半期に1度程度、チラシ内容を見直す可能性があります。
 - ※ 初回校正：契約締結後～3月上旬 → 初回使用時期：令和8年4月下旬
 - ※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

不動産取得税のお知らせ

令和7年4月 沖縄県

不動産取得税とは

不動産取得税は、不動産（土地や家屋）を取得した場合に、取得者に對し1回だけ課される都道府県の税金です。

このお知らせには、住宅・住宅用土地の特例措置、その他の軽減措置等の内容を記載してありますので必ずお読みください。

なお、軽減措置等の適用を受けるには申請が必要となります。

ご不明な点や疑問がございましたら、下記の担当事務所までお問い合わせください。

開所日・時間（土日祝日、6/23（振替日）及び12/23～1/3を除く）AM8：30～12：00、PM1：00～5：15

事務所名	所在地及び電話番号
那覇市役所	〒900-0029 那覇市大手町116-3 (沖縄県那覇市大手町3丁目) TEL098-867-1718 FAX098-867-1146
ニチニチ 本部所	〒904-2115 沖縄市安原1丁目4番24号 (沖縄市安原1丁目) TEL098-894-6801 FAX098-897-2901
名護市役 事務所	〒905-0016 名護市大南1丁目13番11号 (沖縄県名護市大南1丁目) TEL098-53-2642 FAX098-54-0987
宮古 支那所 本部所	〒906-0015 宮古島市平良字西瀬1125番地 (沖縄県宮古島市西瀬1125番地) TEL0989-75-5553 FAX0986-75-6115
八重山 支那所 本部所	〒907-0002 石垣市宇森東里438番地の1 (沖縄県石垣市宇森東里438番地) TEL0989-85-3065 FAX0986-85-2944

1 不動産とは

土地及び家屋をいい、その種類は次のとおりです。

土地：田、畠、宅地、山林、道路、雨道その他土地
家屋：住宅、店舗、事務所、工場、倉庫その他建物

2 不動産の取得とは

土地、家屋の所有権を取得することをいいます。その取扱方針には、**現況、交換、賃貸（賃貸屋主生産家）、買取、賃貸出典、販売、寄附、放棄**等がありますが、**不動産取引の種類においては取扱い方法は、現況、交換の別を置いています。**

なお、軽減による取得は非課税となります。

3 不動産取扱税の価格とは

不動産取扱税の価格とは、原則として市町村の**固定資産税額は原則として課税される家屋**をいいます。支那価格や建築工事費とは異なりますのでご注意ください。

非課税家屋の場合は、建築時点における価格を算出しますので、固定資産税額は原則として課税される価格と多少異なります。

4 納めていただく税額

土地、家屋の価格 × 税率 = 税額

取扱時期	半期2024年1月1日から 4月30日まで
土地	価格 × 3 %
家屋（住宅）	価格 × 4 %
家屋（住宅外）	価格 × 4 %

家屋及び宅地比家屋については、令和9年3月31日までの取扱に限り、土地の価格×1/2を価格として税額を計算します。

5 次の場合は税金はかかりません（免税点）

次のいずれかの条件を満たす場合は、不動産取扱税は課税されません。

土地	家屋
新規、改修	常買・贈与等

価格 10万円未満 33万円未満 13万円未満

6 住宅・住宅用土地を取得した場合の軽減措置

（1）特例適用住宅

人の居住の用に供する家屋または家屋のうち、居住の用に供する部分の面積割合が、次表の要件を満たすものとします。なお、新築で1戸建以外の貸家住宅は（1）内の要件となります。

東 西 領

5.0 m² (4.0 m²) ~ 24.0 m²

表189. 4.1～表2.2.21までに「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された家屋を建築費の補助を受けて新築した場合は、30坪以上150坪以下が要件となります。（サービス付き高齢者向け住宅についての問い合わせは沖縄県住宅課 (098-866-2418)まで）

（2）特例適用住宅を新築した場合

家の新築から1203万円が控除されます。

既存家屋が2021.8.4～2023.3.31までに新築した「既定長期優良住宅」の場合は1500万円が控除されます。（既定長期優良住宅についてのお問い合わせは各市町村又は沖縄県住宅課 (098-866-2418)まで）

既存住宅又は賃貸住宅については、独立に区分された一部ごとに特例適用の有無を判断します。

（3）特例適用住宅を新築した場合

家のアーバイの**現況の戸別税**に該当している場合は、住宅の価格から一定額が控除されます。

ア 個人が自己的の用に供する住宅

イ 共いのいわくに供する住宅

① **既存57戸、1月1日以後に新築されたもの**

② 既存57戸、1月1日以前に新築されたものやのうち、建築費等により耐震基準適合の証明がされたもの（証明にかかる建築費が住宅の取扱日算2年以内に完了していることが必要）、または充実版耐震実績証明契約が取扱日算2年以内に締結されているもの。

7 税額

期 間	年 月 日	支 附 額
開所日1月1日～昭和66年12月31日		新規基準適用家屋の支附額
昭和67年1月1日～昭和68年6月30日		430万円
昭和68年7月1日～平成元年3月31日		450万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日		1,000万円
平成9年4月1日以後		1,300万円

（4）耐震基準に適合しない既存（中古）の特例適用住宅

ただし、収用された不動産（被取扱不動産）と、これに代わる不動産（替不動産）の**税額が同一**である場合に限ります。

ア 代用不動産の収得額、被取扱不動産の**税額又は税額相当額**から**既存57戸**である場合。

⇒ 既存の代用不動産の価格から、被取扱不動産の価格を控除。

イ 所有していた不動産が公共事業に係るところが予定されると認められた場合（既存57戸）
既存57戸の1月1日以後に新築した家屋の場合は、その収得の日から**1年以内**に所有していた不動産を公共事業のために**既存57戸**とした場合。

⇒ 代用不動産の収得額に對して課徴される税額から被取扱不動産の価格に税率を乗じた額を減額。

被取扱を受ける際には、**既存57戸**の**税額相当額**を算出する既存基準適用第一種出（既設可）してください。
支那の際に必要となる書類等（写し可）
○空買（価値）契約及び取扱証明書
○既存57戸の既存基準適用第一種出（既設可）
○既存57戸の既存基準適用第一種出（既設可）
○既存57戸の既存基準適用第一種出（既設可）

8 税額控除と契約の解除の場合の減免等

夫婦、3親等内の直系及び2親等以下の親戚間ににおいてなされた不動産の譲り受けが当該譲り受けに基く不動産の取扱日の属する年の支附額支附額までに解除され、かつ、譲り受けた者が譲り受けた年の支附額までに譲り受けた場合における日課税年支附額に係る譲り受けた場合は、中請にによる譲り受けた場合における日課税年支附額に係る譲り受けた場合は、中請により納税義務の免除を受けることができます。

納税義務の免除を受ける際には、中請支附額を算出する既存基準適用第一種出（既設可）してください。
支那の際に必要となる書類等（写し可）
○不動産譲り受け契約書
○既存基準対象不動産の全部事項証明書（写し可）
○既存57戸の既存基準適用第一種出（既設可）
○納税義務の免除を受けようとする事項を証明するに足る書類（詳しく述べて各県税事務所等へお問い合わせください）

を取得し、入居前に耐震改修を実施する場合

（3）既存のうち**既存57戸**に耐震改修をした既存57戸のうち、既存住宅等に耐震改修を行った、既存基準に適合する認定を受け、かつ、その前の既存の用に供するときは、既存から既存57戸に耐震改修されます。

既存住宅の新築年月に応じた算定標準の控除額に税率を乗じて算定額

（5）特例適用住宅または（4）に該当する住宅の敷地となる土地を取得した場合

次のアーケのいずれかに該当している場合は、下記のどちらか多い方の新規課税額から減額されます。

● 4万5千円
● 土地の1坪法の価格×（既存の店舗面積×2）×3 %
注記：200坪

ア 土地を取得した日から**既存57戸**に耐震改修を行った場合で、次の①又は②に該当する場合

既存57戸の3月31日までの取扱に限ります。

① 土地の取扱者が特例適用住宅の新築時まで引き続き所有している場合

② 土地の取扱者がからその土地を取扱した者が特例適用住宅を新築した場合

イ 特例適用住宅を新築した者が、新築後**1年以内**にその敷地となる土地を取得している場合

タ 土地の取扱者が、当該土地上にある**（3）または（4）に該当する既存57戸**を新築年月に応じた算定標準の控除額を受ける場合で、次の①または②に該当する場合。

① 土地の取扱者が、既存57戸から既存57戸を新築した場合

② 土地の取扱者が、既存57戸から既存57戸を新築した場合

タ 土地の取扱者が、既存57戸から既存5

チラシNo.1 不動産取得税のお知らせ (B4:両面カラー)

【裏面：背景はピンク色に着色してください。】

(注意) この室内は主な解説指揮に用いて継続的に考察したものであり、実際には前方指揮に基づいて判断することになります。

チラシNo.2 不動産取得税の納期内納付(6月7月以外) (B 5 : 両面白黒)

社会情勢によりチラシ内容を変更する場合があるため、調達数は、事前に県側と調整を図ってください。

- ※ 帳票No1およびNo2に封入。6・7月は、このチラシは封入しない。(6・7月はちらしNo.3を封入。)
- ※ 半期に1度程度、チラシ内容を見直す可能性があり。
- ※ 初回校正：契約締結後～令和8年3月上旬 → 初回使用時期：令和8年4月下旬
- ※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

不動産取得税の納期内納付のお願い

平素から県税の納付についてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県税は、県民の教育文化や福祉医療など県民生活・社会福祉の向上等に使われる重要な自主財源です。

ぜひとも【納期内】(納付期限は同封の納税通知書をご確認ください)にお近くの銀行・農協等で納めていただきますようお願いいたします。



- スマホアプリによるモバイルレジ(クレジット・ネットバンキング)、電子マネー各種請求書による納付が可能です。
※沖縄県は返金の対応をしておりません。各アプリで誤ったチャージをした場合、ご利用できないことがありますので、必ずご自身で各アプリのチャージ方法をご確認ください。
- 税額が30万円を超える場合は、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー各種請求書による納付ができません。
- 納期限までに納めていただけない場合は、延滞金が加算されます。
- 特別な事情により納税が困難な場合は、このチラシの裏面をご確認のうえ、管轄の県税事務所等(納税部門)へご連絡ください。

* お問い合わせはこちらへ *

開庁日：平日8:30～12:00、13:00～17:15

取得不動産の所在市町村	管轄事務所
那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇県税事務所(那覇市旭町116-37) (課税内容のお問い合わせ) 課税第2班 098-867-1718 (納税についてのご相談) 納税班 098-867-1387
宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	コザ県税事務所(沖縄市美原1-6-34) (課税内容のお問い合わせ) 課税第2班 098-894-6501 (納税についてのご相談) 納税班 098-894-6503
伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、宜野座村、金武町、国頭村、今帰仁村、名護市、東村、本部町	名護県税事務所(名護市大南1-13-11) (課税内容のお問い合わせ) 課税班 0980-52-2542 (納税についてのご相談) 納税班 0980-52-5138
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課(宮古島市平良字西里1125) 0980-72-2553
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課(石垣市字真栄里438-1) 0980-82-3045

裏面に続く

チラシNo.2 不動産取得税の納期内納付(6月7月以外) (B5:両面白黒)

【裏面（参考：令和7年度用）】

特別な事情により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

震災、風水害、火災その他の災害により財産に相当な損失が生じた場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※ eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

沖縄県

チラシNo.3 不動産取得税の納期内納付（6月・7月のみ）（黄色B5：両面白黒）

6月及び7月納品分のみ同封します。

用紙は「黄色」のB5用紙を使用してください。

※ 校正時期：契約締結後～令和8年4月上旬頃 → 初回使用時期：令和8年6月下旬

※ 帳票No1およびNo2に封入。6月及び7月のみ、ちらしNo2に代わりこのチラシを封入。

※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

不動産取得税の納期内納付のお願い

平素から県税の納付についてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

県税は、県民の教育文化や福祉医療など県民生活・社会福祉の向上等に使われる重要な自主財源です。

ぜひとも「納期内」（納付期限は同封の納税通知書をご確認ください）にお近くの銀行・農協等で納めていただきますようお願いいたします。

モバイルレジ

PayPay

au PAY

d払い

Join

R Pay



- スマホアプリによるモバイルレジ（クレジット・ネットバンキング）、電子マネー各種請求書による納付が可能です。※沖縄県は返金の対応をしておりません。各アプリで誤ったチャージをした場合、ご利用できないことがありますので、必ずご自身で各アプリのチャージ方法をご確認ください。
- 税額が30万円を超える場合は、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー各種請求書による納付ができません。
- 納期限までに納めていただけない場合は、延滞金が加算されます。
- 特別な事情により納税が困難な場合は、このチラシの裏面をご確認のうえ、管轄の県税事務所等へご連絡ください。

新築家屋の不動産取得税 よくあるQ&A

Q1 家屋の価格（評価額）はどのようにして決めるのですか。

A1 建築に要した実際の費用ではなく、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価を行い、価格（評価額）を決定します。

固定資産評価基準とは、評価の基準、方法とその手続きが定められているもので、固定資産税（市町村税）における家屋の価格（評価額）の決定も同基準で行われます。

Q2 不動産取得税（県税）と固定資産税（市町村税）の価格（評価額）が違うのはなぜですか。

A2 不動産取得税と固定資産税の価格をとらえる時点の差によるものです。

不動産取得税は「新築日時点の価格」であるのに対し、固定資産税は「1月1日時点の価格」とされ、新築日から翌年1月1日までの経年年数（1年未満の場合1年）が考慮されているため（「新築年減額」）、同じ固定資産評価基準で評価されているにもかかわらず、家屋の価格に差が生じることになります。

【算出例】鉄筋コンクリート造の住宅の場合（令和5年8月7日新築）

不動産取得税の評価額（新築日時点）：24,000,000点 × [0.93] × 1.1 = 26,400,000円

固定資産税の評価額（1月1日時点）：24,000,000点 × [0.8] × 1.1 = 21,120,000円

※ 今回の課税対象家屋（新築・増築）が特例適用住宅（50㎡≤住宅の床面積≤240㎡）に該当する場合は、家屋の価格から1,200万円を控除し税額を算出していますので、特例適用住宅に関する控除の申請は不要です。（家屋の価格 - 1,200万円）× 税率 3% = 納める税額

不動産取得税の課税に関する不明点や疑義等がありましたら、下記の管轄の県税事務所等へお問合せください。

開庁日：平日8:30～12:00、13:00～17:15

○名護県税事務所 課税班 電話 0980-52-2542 ○宮古事務所県税課 電話 0980-72-2553

○コザ県税事務所 課税第2班 電話 098-894-6501 ○八重山事務所県税課 電話 0980-82-3045

○那覇県税事務所 課税第2班 電話 098-867-1718

裏面に続く

チラシNo.3 不動産取得税の納期内納付（6月・7月のみ）（黄色B5：両面白黒）

【裏面（参考：令和7年度用）】

特別な事情により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

震災、風水害、火災その他の災害により財産に相当な損失が生じた場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※ eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

お問合わせ先

- | | | | |
|--------------|-----------------|------------|-----------------|
| ○名護県税事務所 納税班 | 電話 0980-52-5138 | ○宮古事務所県税課 | 電話 0980-72-2553 |
| ○コザ県税事務所 納税班 | 電話 098-894-6503 | ○八重山事務所県税課 | 電話 0980-82-3045 |
| ○那覇県税事務所 納税班 | 電話 098-867-1387 | | |

沖縄県

チラシNo.4 個人事業税の納期内納付のお願い(定期1期分) (B5:両面白黒)

7月納品分の個人事業税の納税通知書(帳票No4, 帳票No6)に同封します。

※ 校正時期: 令和8年5月下旬頃 → 使用時期: 令和8年7月下旬

※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面(参考:令和7年度用)】

個人事業税の納期内納付のお願い

平素から県税の納付についてご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、あなたの個人事業税の納期は、

第1期分(前期) 8月31日
第2期分(後期) 11月30日

※納期限が休日の場合は翌日

※第2期分納付書は11月に発送

です。

県税は、県民の教育文化や福祉医療など県民生活・社会福祉の向上等に使われる重要な自主財源です。

ぜひとも『納期内』(納付期限は、同封の納税通知書をご確認ください)にお近くの銀行・農協等で納めていただきますようお願いいたします。

モバイルレジ



PayPay



au PAY



d払い



Jcoin



R Pay



- スマホアプリによるモバイルレジ(クレジット・ネットバンキング)、電子マネー各種請求書による納付が可能です。※沖縄県は返金の対応をしておりません。各アプリで誤ったチャージをした場合、ご利用できないことがありますので、必ずご自身で各アプリのチャージ方法をご確認ください。
- 税額が30万円を超える場合は、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー各種請求書による納付ができません。
- 納期限までに納めていただけない場合は、延滞金が加算されます。

個人事業税の課税に関する不明点や疑義等がありましたら、下記の県税事務所等へお問合せください。

※開庁日: 平日8:30~12:00、13:00~17:15

○名護県税事務所 課税班 電話 0980-52-1586 ○宮古事務所県税課 電話 0980-72-2553

○コザ県税事務所 課税第2班 電話 098-894-6501 ○八重山事務所県税課 電話 0980-82-3045

○那覇県税事務所 課税第2班 電話 098-867-1718

特別な事情により納税が困難な場合は、このチラシの裏面をご確認のうえ、管轄の県税事務所等へご連絡ください。

消費税のインボイス制度について

インボイス発行事業者となるためには、「沖縄国税事務所インボイス登録センター」へ申請する必要があります。

制度開始日: 令和5年10月1日



特設サイト



申請手続



マニュアル



Q&A

《お問い合わせ》沖縄国税事務所インボイス登録センター TEL: 098-943-1654

裏面に続く

チラシNo.4 個人事業税の納期内納付のお願い(定期1期分) (B5:両面白黒)

【裏面 (参考:令和7年度用)】

特別な事情により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

震災、風水害、火災その他の災害により財産に相当な損失が生じた場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

お問合わせ先

- | | | | |
|--------------|-----------------|------------|-----------------|
| ○名護県税事務所 納税班 | 電話 0980-52-5138 | ○宮古事務所県税課 | 電話 0980-72-2553 |
| ○コザ県税事務所 納税班 | 電話 098-894-6503 | ○八重山事務所県税課 | 電話 0980-82-3045 |
| ○那覇県税事務所 納税班 | 電話 098-867-1387 | | |

沖縄県

チラシNo.5 個人事業税の納期内納付のお願い(定期2期分) (B5:両面白黒)

10月納品分の個人事業税の納付書（帳票No5,帳票No7）に同封します。

※ 校正時期：令和8年8月下旬頃 → 使用時期：令和8年10月下旬

※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

個人事業税の納期内納付のお願い

平素から県税の納付についてご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、あなたの個人事業税の納期は、

第1期分(前期) 8月31日

第2期分(後期) 11月30日

※納期限が休日の場合は翌日

※第2期分納付書は11月に発送

です。

県税は、県民の教育文化や福祉医療など県民生活・社会福祉の向上等に使われる重要な自主財源です。

ぜひとも『納期内』（納付期限は、同封の納税通知書をご確認ください）にお近くの銀行・農協等で納めていただきますようお願いいたします。

モバイルレジ



PayPay



au PAY



d払い



Jcoin



B Pay



- スマホアプリによるモバイルレジ（クレジット・ネットバンキング）、電子マネー各種請求書による納付が可能です。※沖縄県は返金の対応をしておりません。各アプリで誤ったチャージをした場合、ご利用できないことがありますので、必ずご自身で各アプリのチャージ方法をご確認ください。
- 税額が30万円を超える場合は、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー各種請求書による納付ができません。
- 納期限までに納めていただけない場合は、延滞金が加算されます。

個人事業税の課税に関する不明点や疑義等がありましたら、下記の県税事務所等へお問合せください。

※開庁日：平日8:30～12:00、13:00～17:15

○名護県税事務所 課税班

電話 0980-52-1586

○宮古事務所県税課

電話 0980-72-2553

○コザ県税事務所 課税第2班

電話 098-894-6501

○八重山事務所県税課

電話 0980-82-3045

○那覇県税事務所 課税第2班

電話 098-867-1718

特別な事情により納税が困難な場合は、このチラシの裏面をご確認のうえ、管轄の県税事務所等へご連絡ください。

消費税のインボイス制度について

インボイス発行事業者となるためには、「沖縄国税事務所インボイス登録センター」へ申請する必要があります。

制度開始日：令和5年10月1日



特設サイト



申請手続



マニュアル



Q&A

《お問い合わせ》沖縄国税事務所インボイス登録センター TEL:098-943-1654

裏面に続く

チラシNo.5 個人事業税の納期内納付のお願い(定期2期分) (B5:両面白黒)

【裏面 (参考:令和7年度用)】

特別な事情により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください (徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

震災、風水害、火災その他の災害により財産に相当な損失が生じた場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住まいの市町村を管轄する各県税事務所等にご相談ください (申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

お問合わせ先

○名護県税事務所 納税班	電話 0980-52-5138	○宮古事務所県税課	電話 0980-72-2553
○コザ県税事務所 納税班	電話 098-894-6503	○八重山事務所県税課	電話 0980-82-3045
○那覇県税事務所 納税班	電話 098-867-1387		

沖縄県

チラシNo.6 個人事業税のあらまし (B 5 : 両面白黒)

7月納品分の個人事業税の納税通知書（帳票No4, 帳票No6）に同封します。

※ 校正時期：契約締結後～令和8年5月下旬頃 → 使用時期：令和8年7月下旬

※ 以下は過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

個人事業税のあらまし

県税について、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人事業税とは

県内に事務所又は事業所(※)を設けて、事業を営む個人について課される税金です。

事業を行う場合には、様々な行政サービスを受けていることから、その行政経費の一部を個人で事業を営む人に負担していただくという趣旨から課税されるものであり、ご理解をよろしくお願いします。

個人事業税を納める人

個人事業税を納めていただくのは、県内に事務所又は事業所(※)を設けて地方税法で定められた次の事業を営む個人です。

※自宅や居所等で事業を行っており、事務所等を有していない場合は、その方の住所又は居所等を事務所とみなします。

区分	事業の種類				税率
第1種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	5 %
	不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業	
	電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶で運営する事業	
	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	
	出版業	写真業	席販業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周遊業	代理業	
	仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業	
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	
	不動産売買業	広告業	美術所業	案内業	
第2種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業		4 %
	医業	歯科医業	薬剤師業	歯医業	5 %
第3種事業	弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業	
	弁理士業	税理士業	公認会計士業	会計理士業	
	コンサルタント業	デザイン業	設計監督者業	社会保険労務士業	
	不動産鑑定業	芸術創作業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業	歯科衛生士業	歯科技工士業	
	測量士業	印刷製版業	海事代理士業	土地家屋調査士業	
	あん摩、マッサージ又は指圧、ほり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 装蹄師業				3 %

不動産貸付業・駐車場業とは

個人事業税における不動産貸付業・駐車場業とは、次の基準を満たす不動産の貸付けを行っている場合に該当となります。

不動産貸付業			駐車場業
① 土地	住宅用土地	貸付契約件数が10件以上、 又は貸付面積が2000m ² 以上	① 建築物である 駐車場 (台数は無関係)
	住宅用以外の土地	貸付契約件数が10件以上	
② 建物	住宅 アパート・貸間	部屋数又は室数が10以上	② 建築物以外で 収容可能台数 が10台以上で ある駐車場
	一戸建住宅	棟数が10以上	
	独立家屋	棟数が5以上	
	独立家屋以外	貸与することができる独立的 に区分された一の部分(室)が10以上	
③	種類の異なる不動産貸付を併せ て行っている場合で①②の認定 基準に満たない場合	室数、棟数又は貸付契約件数 の合計が10以上	
④	上記①～③の認定基準に満たな い場合	不動産の貸付による年間収入 金額が850万円以上	

(注)共有物件は、持分にかかわりなく、共有物件全体の貸付状況によって認定し、税額は持分に応じて計算します。

(裏面もありますのでご確認下さい。)

チラシNo.6 個人事業税のあらまし (B 5 : 両面白黒)

【裏面 (参考: 令和7年度用)】

申告書の提出

事業を行っている人で、前年の事業の所得金額が事業主控除(290万円)を超える場合は、毎年3月15日までに、前年の所得を県税事務所又は宮古・八重山事務所県税課に提出しなければなりませんが、次の人は申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を税務署に提出された人
- (2) 住民税の申告書を市町村に提出された人

なお、年の途中で事業を辞めた場合等は、辞めた日から1ヶ月以内(死亡による廃業の場合は死亡した日から4ヶ月以内)に、申告することになっています。

期限内に申告書が提出されない場合は、損失の繰越控除などの適用が受けられない場合がありますのでご注意下さい。

税額の計算

前年の所得金額を基に計算されます。

$$\text{事業所得金額} + \text{青色申告特別控除の金額} - \text{損失の控除金額} - \text{事業主控除額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

○事業所得金額、不動産所得金額は、収入金額から必要経費(事業専従者控除等を含む)を差し引いたもので、その計算は所得税の計算と概ね同じ計算で行います。

○所得税の青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

○損失の控除金額は、次の損失が生じたときには、翌年以降最長3年間にわたり事業所得から差し引くことができます。

- (1) 事業所得が純損失(赤字)の場合(青色申告者に限る)
- (2) 風災、風水害、火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合
- (3) 直接事業の用に供する資産(車両、運搬機、機械等)を譲渡したため損失が生じた場合

○事業主控除額は290万円ですが、事業を年の中途で開始又は廃止した場合の控除額は、月割相当額になります。

納期限・納付の方法

第1期分(前期) 納期限 8月31日 (納期限が休日の場合は翌日)

第2期分(後期) 納期限 11月30日 (納期限が休日の場合は翌日)

なお、税額が1万円以下の場合は、第1期(前期)で納めることになっています。

県税の納付場所(金融機関)

- 琉球銀行 ○沖縄銀行 ○沖縄海邦銀行 ○コザ信用金庫 ○みずほ銀行 ○沖縄県農業協同組合
- 沖縄県労働金庫 ○鹿児島銀行 ○九州信用農業協同組合連合会沖縄統括支店
- 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

○スマートフォンによるモバイルレジ(クレジット・ネットバンキング)、電子マネー(6種類)各種請求書による納付が可能です。

○税額が30万円を超える場合は、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー(6種類)各種請求書による納付ができません。

○納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ納付、モバイルレジ納付、電子マネー(6種類)各種請求書による納付はできません。

納期内納付のお願い

個人事業税の納期限は、同封の納税通知書のとおりとなっておりますので、「期限内」に最寄りの銀行等で納税していただきますようお願いいたします。

納期限までに納めない場合は延滞金が加算されます。

一括納付が出来ない場合は、すぐ納税のご相談をして下さい。

納税相談連絡先

那覇県税事務所	納税班	(098)-867-1387
コザ県税事務所	納税班	(098)-894-6503
名護県税事務所	納税班	(0980)-52-5138
宮古事務所県税課		(0980)-72-2553
八重山事務所県税課		(0980)-82-3045

チラシNo.7 口座振替による納税のご案内1期分 (B5:両面白黒)

7月納品分の個人事業税納税通知書（帳票No6）に同封します。

※ 校正時期：契約締結後～令和8年5月下旬頃 → 使用時期：令和8年7月下旬

※ 以下は、過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

口座振替による納税のご案内

県税の納付につきましては、平素からのご協力を感謝申し上げます。

本県では、個人事業税を納付される方へ便利な口座振替のご利用についてご案内しております。

口座振替を希望される方は、金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合）にて「預金口座振替依頼書」（3枚1組）に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

なお、申し込み際しては下記の点及び「預金口座振替依頼書」の注意事項をよくお読み下さい。

ご不明の点などがありましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

※ゆうちょ銀行からの口座振替は対応していませんのでご了承下さい。

記

1 今年度第2期分以降の個人事業税からご利用になれます、その際は9月末までには手続きをして下さい。※9月末を超えた場合は翌年度からとなります。

また、第1期分につきましては、今回送付しました納付書で納めて下さい。

2 振替日は納付期限日となります。

納期限の前日までに預金残高等のご確認をお願いします。

3 預金口座振替依頼書の記載方法については裏面をご参照下さい。

《口座振替には次のような利点があります》

- ・ 納付のために銀行等へ出かける必要がありません。
- ・ 納め忘れがなく、延滞金がかかる心配もありません。
- ・ 現金を持ち歩く必要がないので、盗難や紛失の心配がありません。

口座振替に関するお問い合わせ先

那覇県税事務所	課税第1班	098-867-1344
コザ県税事務所	課税第1班	098-894-6500
名護県税事務所	納税班	0980-52-2824
宮古事務所県税課		0980-72-2553
八重山事務所県税課		0980-82-3045

※ 領収書は発行されません。お支払い内容は金融機関の通帳明細等でご確認下さい。

チラシNo.7 口座振替による納税のご案内 1期分 (B5:両面白黒)

【裏面（参考：令和7年度用）】

チラシNo.8 口座振替による納税のご案内2期分（B5：両面白黒）

10月納品分の個人事業税の納付書（帳票No7）に同封します。

※ 校正時期：契約締結後～令和8年8月下旬頃 → 使用時期：令和8年10月下旬

※ 以下は、過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

口座振替による納税のご案内

県税の納付につきましては、平素からのご協力を感謝申し上げます。

本県では、個人事業税を納付される方へ便利な口座振替のご利用についてご案内しております。

口座振替を希望される方は、金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合）にて「預金口座振替依頼書」（3枚1組）に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

なお、申し込みに際しては下記の点及び「預金口座振替依頼書」の注意事項をよくお読み下さい。

ご不明の点などがありましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

※ゆうちょ銀行からの口座振替は対応していませんのでご了承下さい。

記

1 次年度第1期分以降の個人事業税からご利用になれます、その際は6月末までには手続きをして下さい。

また、今年度第2期分につきましては、今回送付しました納付書で納めて下さい。

2 振替日は納付期限日となります。

納期限の前日までに預金残高等のご確認をお願いします。

3 預金口座振替依頼書の記載方法については裏面をご参照下さい。

4 口座振替納税に係る領収確認書等の送付は行っておりませんので、口座振替の結果につきましては、振替口座の預貯金通帳の記帳内容からご確認下さい。

なお、確定申告において領収書を添付する必要はありませんが、納税した事實を証するものとして、納税通知書及び振替納税の履歴が記帳された通帳を保管しておいて下さい。

（口座振替には次のような利点があります）

- ・ 納付のために銀行等へ出かける必要がありません。
- ・ 紳め忘れがなく、延滞金がかかる心配もありません。
- ・ 現金を持ち歩く必要がないので、盗難や紛失の心配がありません。

口座振替に関するお問い合わせ先

那覇県税事務所	課税第1班	098-867-1344
コザ県税事務所	課税第1班	098-894-6500
名護県税事務所	納税班	0980-52-2824
宮古事務所県税課		0980-72-2553
八重山事務所県税課		0980-82-3045

チラシNo.8 口座振替による納税のご案内 2期分 (B5:両面白黒)

【裏面（参考：令和7年度用）】

振第1号様式

記入例

金融機関
受印
預金口座振替依頼書

座振替を希望する
金融機関を記入。

○○銀行○○支店 店
○○農協○○支所

納税者
住 所 ○○市字○○ △△番地
住所を記入。

御中 ○○年○○月○○日
氏名、フリガナを
記入。
○○ ひ○
○○ ○○

○○ 氏名 () 局番
電話番号 () 局番

①提出日
を記入。
②通帳届出
印 届出印を
押すこと

口座名義人(納税者のため私名義の預金口座から下記税目を振替納付することに同意します。
※(上記納税者と異なる場合のみ記入して下さい。)

フリガナ 氏名 (印) 届出印を
電話番号 () 局番 押すこと

私が沖縄県に納める県税について、納付書記載の金額を預金口座振替により納付することとしたいので、下記に
より指定預金口座から引き出しで納付して下さい。
また、下記届出の税目について還付が発生した場合は、指定預金口座への還付を希望します。

記

所管県税事務所等名	○○県税事務所 又は ○○事務所県税課		
税目等	①個人事業税 (課税番号: ○○○○○○○○○○) 2.自動車税 (対象車両登録番号:)		
開始期日	○○年○○月○日以降納期の到来するものから		
取扱金融機関名	○○銀行 (○○支店)		
預金の種別	①普通預金	2.当座預金	3.納税準備預金
支店コード・口座番号	支店コード: 123	口座番号: 1234567	

①～⑦の記入方法

- ① 提出日を記入して下さい。
- ② 預金通帳届出印と同じ印鑑を押印して下さい。
- ③ 「個人事業税」に○をし、納税通知書に記載の課税番号(8ヶタ)を記入して下さい。
- ④ 次回からご利用いただく場合、「令和8年8月1日」と記入して下さい。
※ 令和8年6月末までに手続きをお願いします。
- ⑤ 口座振替を利用する金融機関名(沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用
金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合)及び支店名を記入して下さい。
- ⑥ 口座振替をする預金名に○をして下さい。
- ⑦ 口座振替をする口座番号を記入して下さい。

チラシNo.9 モバイル電子決済用チラシ（B5：両面カラー）

不動産取得税（帳票No1帳票No2）及び個人事業税（帳票No4,帳票No5）の帳票に同封する。

- ※ 校正時期：契約締結後～令和8年3月上旬 → 初回使用時期：令和8年4月下旬
- ※ 半期程度毎に校正の可能性あり
- ※ 以下は、過去のサンプルです。今年度分は上記の校正時期に別途内容を固めます。

【表面（参考：令和7年度用）】

納付税額30万円以下のみ対応

※ スマホとタブレットのみ可能です。パソコンからの操作はできません。

クレジットカード支払い

Point
カードを利用して
すぐに支払い可能

（利用可能なブランド）
VISA
MasterCard
JCB
Diners Club
American Express

スマートフォン
アプリ
で
レジ
になる！

Point
いつでもどこでも
支払い可能

クレジット手数料目安
納付金額（手数料）
1～5,000円（2.7円）
5,001～10,000円（8.2円）
10,001～20,000円（16.5円）
20,001～30,000円（27.5円）
30,001～40,000円（38.5円）
40,001～50,000円（49.5円）
以降、10,000円超えるごと
(110円加算)

納付書のバーコードをスマートフォン・携帯電話のアプリのカメラで撮影し、自宅で簡単に、安心して納付手続きができます。

モバイルレジ とは 1 モバイルバンキング でのお支払い 2 クレジットカード でのお支払い ができるサービスです。

※ コンビニでは現金のみ可能です。クレジットカードは使用できません。

かんたん支払い

モバイルバンキング支払い

Point
多くの金融機関で
利用可能

Point
払込手数料は
原則無料

Point
いつでもどこでも
支払い可能

スマートフォン
アプリ
で
レジ
になる！

詳しくはモバイルレジホームページで！

お支払方法 ご利用可能な携帯電話・金融機関・収納機関
<http://solutioncafe.jp/bc-pay/pc/> モバイルレジ 案内

初回のみアプリをダウンロードします。
(会員登録は不要です)

ダウンロードサイト <https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html>
(右図の二次元コードからダウンロードサイトにアクセスできます)

アプリは無料ですが、パケット等の通信費用はお客様負担となります。

スマートフォンの場合は、Google Play (Android の場合)、AppStore (iPhone の場合) からもダウンロードが可能です。

QRコード

スマートフォンアプリを起動
カメラで
バーコード撮影
お支払い内容
確認
カード情報を入力
又は
金融機関を選択
お支払い

※ 裏面の注意事項をご確認ください。

チラシNo.9 モバイル電子決済用チラシ（B5：両面カラー）

【裏面（参考：令和7年度用）】

電子マネー 各種請求書による納付はこちら

【バーコード利用】ご利用いただけますスマートフォン決済アプリ（納付額30万円以下のみ対応）



【注意事項】

- ※領収書は発行されません。納付内容は各アプリの決済履歴・利用明細等でご確認ください。
- ※沖縄県は返金の対応をしておりません。各アプリで誤ったチャージをした場合、利用できないことがありますので、必ずご自身で各アプリのチャージ方法をご確認ください。
- ※各アプリにてチャージ限度額が異なりますので、必ずご自身でご確認ください。
- ※次の納付書は、クレジットカード、インターネットバンキング及び電子マネーでは、納付することができませんのでご注意ください。
 - ・納付期限を過ぎた納付書
 - ・納付書にコンビニ納付用のバーコード情報が印字されていない納付書（納付額が30万円を超える納付書等）
 - ・納付金額が訂正された納付書
 - ・破損や汚損などでバーコード情報が読み取れない納付書

【地方税統一QRコード利用（納付書に印字がある場合）】地方税お支払サイトで納付

「地方税お支払サイト」内の案内に従って操作を行い、納付することができます。

「地方税お支払サイト」内、サイト内検索にて「スマートフォン決済アプリ一覧」と検索し、QRコードの読み取りに対応したアプリをご確認のうえ、案内に従って納付ください。

地方税お支払サイト URL

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



地方税
お支払サイト



沖縄銀行



りゅうきん
アプリ



JAバンク



うきんアプリ

（eL-QRに対応）

【読み取方法】

読み取画面にて、同封の納税通知書に印字されている以下のバーコード（地方税統一QRコード）部分を読み取ってください。

【バーコードの例】



【地方税統一QRコードの例】



チラシNo.10 法人二税の申告納付についてのお知らせ (A3 : 両面白黒)

社会情勢によりチラシ内容を変更する場合があるため、調達数は、事前に県側と調整を図ってください。

- ※ 半期に1度程度、チラシ内容を見直す可能性あり。
- ※ 初回校正：令和8年契約締結後～3月上旬 → 初回使用時期：令和8年5月上旬
- ※ 以下はサンプルです。具体的な校正内容は、上記校正時期に固めます。

【表面（参考：R7年度用）】

法人県民税・事業税の申告納付についてのお知らせ

沖縄県

県税の申告納付につきまして、日頃からご協力いただき厚くお詫び申し上げます。
法人県民税・事業税の税率等、申告納付に係る留意点について次のとおりお知らせします。

令和7年度改正

○ 地方新住民税割引制度（企業版ふるさと納税）について、現行の控除割合を維持した上で、適用期限が3年延長されました。（令和9年度末まで）

令和6年度改正

○ 法人事業税の外形標準課税について、現在の外形標準課税の対象法人（事業年度末日において資本金1億円超の法人）に加え、次に1、2の法人が外形標準課税の対象となるとともに、3のとおり法人事業税の申告義務判定に関する改正が行われました。

1 逃漏への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることされました。

2 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることされました。

3 法人の中間申告義務に係る改正（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

現行では、当該事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日の前日において外形標準課税の対象法人である場合に中間申告の義務がありますが、令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合に、中間申告の義務があることとなります。

④ 税率について

1 法人県民税

(1) 均等割

法人等の区分	税率
資本金等の額 [※] が50億円を超える法人	年額 80万円
〃 10億円を超える、50億円以下の法人	年額 54万円
〃 1億円を超える、10億円以下の法人	年額 13万円
〃 1千万円を超える、1億円以下の法人	年額 5万円
上記以外の法人等	年額 2万円

(2) 法人税割

法人等の区分	税率 (%)		
平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年5月31日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	※
資本金又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	5.8	4.0	1.8 ※
(1) 資本金又は出資金の額が1億円以下のもの	法人税額が年1千万円超のとき	5.8	4.0
(2) 資本（出資）を有しないもの（相互会社を除く）	法人税額が年1千万円以下のとき	5.0	3.2
(3) 人材のない社団・財団・公基法人等で収益事業を行っているもの			1.0

※ 本県におきましては、社会福祉の充実及び中小企業の育成を図るための財源として、令和12年5月31日までに終了する事業年度分について、法人県民税の法人税割を一部の方に標準税率1.0%に0.8%上乗せした税率で申告納付していただくこととなっております。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

2 法人事業税

事業の区分 (地方税法第72条の2第1項各号)	法人の種類	事業税の区分	税率 (%)			
			平成26年4月1日から令和元年5月31日までに開始する事業年度	令和元年6月1日から令和2年5月31日までに開始する事業年度	令和2年6月1日から令和3年5月31日までに開始する事業年度	令和3年6月1日以後に開始する事業年度
1 2号、3号及び4号以外の事業	①普通法人 (②及び③の法人の法人を除く) 公益法人等 人間な社団等	年400万円以下の所得 年400万円を超える所得	3.4 5.1	3.5 5.3	3.5 5.3	3.5 5.3
	②特別法人 (法人税法第23条第3項に掲げる協同組合等の事業者に該当する法人等の法人を除く) 年400万円以下の所得 年400万円を超える所得	6.7	7.0	7.0	7.0	7.0
イ ③外形標準課税法人	年400万円以下の所得 年400万円を超える所得	0.3 0.5	0.4 0.7	0.4 0.7	1.0 1.0	1.0 1.0
	年400万円を超える所得 年400万円以下の所得	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0
	付加価値割 資本割	1.2 0.5	1.2 0.5	1.2 0.5	1.2 0.5	1.2 0.5
	収入割	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0

2 電気供給業(送配電事業) ガス供給業 ^{※1} 保険業又は貿易保険業	税率 (%)			
	令和元年6月1日以後に開始する事業年度	令和2年6月1日以後に開始する事業年度	令和3年6月1日以後に開始する事業年度	令和4年6月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.9	1.0	1.0	1.0

3 小売電気事業 専売卸供給業 ^{※2}	①及び②の法人	税率 (%)			
		令和元年6月1日以後に開始する事業年度	令和2年6月1日以後に開始する事業年度	令和3年6月1日以後に開始する事業年度	令和4年6月1日以後に開始する事業年度
③の法人	收入割 付加価値割 資本割	0.9 — —	1.0 1.85 0.75	1.0 1.85 0.75	1.0 1.85 0.75
4 特定ガス供給業	④の法人	收入割 付加価値割 資本割	— — —	— — —	— — —

※1 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限ります（それ以外のガス供給業は1号又は4号に区分されます）。令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、導管ガス供給業、ガス製造事業者が行うガス供給業及び一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項の義務）が行うガス供給業に限ります。

※2 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

3 特別法人事業税	課税標準	法人の種類	税率 (%)			
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年10月1日以後に開始する事業年度	令和3年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割	外形標準課税法人	250.0	260.0	260.0	260.0	260.0
特別法人	34.5	34.5	34.5	34.5	34.5	34.5
外部標準課税法人・特徴法人以外の法人	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0
基準法人收入割	小売電気事業等、電気事業者等、特定卸供給事業又は特定ガス供給業を行なう法人以外の法人	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
小売電気事業等、電気事業者等又は特定卸供給業を行なう法人	30.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
特定ガス供給業	—	—	—	—	—	62.5

※1 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

4 地方法人特種税	課税標準	法人の種類	税率 (%)			
			平成26年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年10月1日以後に開始する事業年度	令和3年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割	外形標準課税法人	414.2	414.2	414.2	414.2	414.2
外形標準課税法人以外の法人	43.2	43.2	43.2	43.2	43.2	43.2
基準法人收入割	—	—	—	—	—	—

廃止

チラシNo.10 法人二税の申告納付についてのお知らせ (A3:両面白黒)

【裏面 (参考:令和7年度用)】

法人事業税と特別法人事業税の税額の計算方法

特別法人事業税は、法人事業税と区分して税額を計算します。

法人事業税

$$\text{所得金額又は収入金額} \times \text{法人事業税の税率} = \text{所得割額又は収入割額}$$

特別法人事業税

$$\text{基礎法人所得割額} \times \text{特別法人事業税の税率} = \text{特別法人事業税}$$

※ 特別法人事業税の課税標準となる所得割額及び収入割額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額によります。

予定申告の税額の計算方法

予定申告の税額は次のように計算します。

法人税割

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times 6 \div \text{前事業年度の月数}$$

法人事業税

$$\text{前事業年度の法人事業税額} \times \frac{1}{6} \div \text{前事業年度の月数} \times 6$$

特別法人事業税

$$\text{前事業年度の特別法人事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 6$$

● 公益法人制度における法人事業税・県民税の取扱いについて

区分		収益事業の有無	法人事業税	法人県民税		均等割の免除
				法人税割	均等割	
公益社団法人 公益財団法人	無					有
	有	収益事業により 生じた所得に課税	収益事業に係る 法人税額に課税			無
一般社団法人 一般財団法人 非営利型法人 以外の法人	無					無
	有	収益事業により 生じた所得に課税	収益事業に係る 法人税額に課税			無
	有	全所得に課税	全所得に係る 法人税額に課税			無

※ 一般社団法人・一般財団法人は、非営利型であっても均等割免除の対象となりません。

● 事前送付物について

申告書等の事前送付物については、令和6年4月から複写式（カーボン用紙）ではなく、普通紙（A4サイズ）の申告書及び納付書の送付になりました。申告書の持込が必要な場合は、提出前にご自分で複写してください。

また、前事業年度に電子申告利用法人であれば、納付書と税率表等（お知らせ）のみ送付します。（電子申告利用法人への当該対応については、令和4年4月以降の取扱いから変更ございません。）

● 申告について

期限内（原則として確定申告は事業年度終了の日から2か月以内、中間（予定）申告は事業年度が6か月を経過した日から2か月以内）に那覇県税事務所、宮古事務所県税課又は八重山事務所県税課に申告してください。

※ 既に申告済みの場合はご容赦ください。

※ 休業中であっても、申告義務があります。なお、休業の届出がお済みでない場合は、申告と併せて届出書の提出をお願いいたします。

次の内国法人は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX／電子申告）により申告しなければなりません。

- 事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- 相互会社、投資法人及び特定目的会社

● 中間（予定）申告のお知らせが届いた法人

中間申告をする可能性のある法人様あて送付しているものですが、法人税において当期税額控除等の関係で、中間申告の義務がない場合には、お手元に届いた納付書等は破棄していただきますようお願いいたします。

● 納付について

国税・地方税のキャッシュレス納付を推進しています。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/jishin/>

金融機関で納付する場合

琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・みずほ銀行・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店・鹿児島銀行・沖縄県内のゆうちょ銀行又は郵便局（注）

注 沖縄県外のゆうちょ銀行又は郵便局での納付を希望する場合は、別途専用の払込取扱票が必要となります。専用様式を作成の上、送付しますので、事前に各問い合わせ事務所にご連絡ください。

※ 納付の際は、納付書の申告区分欄の該当項目を〇で囲んで納付してください。

※ 既に納付済みの場合はご容赦ください。

※ 追加納付等で、納付書の様式が必要な場合は、沖縄県のホームページ（下記参照）からダウンロードすることができます。

● 届出、申請等

届出事項等に変更がある場合は、届出が必要です。電子届出を推奨しています。

<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinsei-todokede/gaiyou/>

※ 届出・申請の様式が必要な場合は、沖縄県のホームページ（下記参照）からダウンロードすることができます。

● 届出書、申告書、納付書等様式のダウンロードページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003710/1003719/index.html>

「沖縄県 法人 様式 ダウンロード」で検索ください。

QRコード

沖縄県の窓口に係る各種お問い合わせは、**098-943-5021**まで

または

那覇県税事務所 総合窓口 098-867-1066 法人班 098-867-1152

宮古事務所 県税課 0980-72-2553

八重山事務所 県税課 0980-82-3045

総務部 税務課 098-866-2101